

○三豊市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例施行規則

平成26年3月31日

規則第11号

改正 平成29年11月1日規則第35号

三豊市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成24年三豊市条例第3号)第3条に規定する規則で定める区域の範囲は、次の表のとおりとする。

高瀬町	上麻字原、上勝間字首山、上高瀬字北原、上高瀬字竹田、比地字柳添
山本町	神田字榎谷、神田字竹八、神田字川南、神田字山才、神田字横谷、神田字長三郎
三野町	大見字田所、大見字雁又、下高瀬字手石場、下高瀬字長坂、吉津字大新田
豊中町	下高野字盛陽、笠田笠岡字中尾、笠田竹田字小原、上高野字七尾、上高野字鴻之池砂子、本山乙字四ツ足中、本山乙字下所西、本山乙字四ツ足西
詫間町	松崎字北浦、松崎字水出、詫間字松下、詫間字経面、詫間字松本、香田字下和田内、香田字下中郷
仁尾町	仁尾字浜、仁尾字江尻(市道砂入・山下線以北に限る。)、家の浦字下家ノ浦
財田町	財田上字滝の下、財田上字丸谷、財田上字宮坂、財田上字黒川、財田中字吉田、財田中字吉田西

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第35号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。